

次期地域福祉計画の方向性（案）について



1 地域福祉計画について

2 次期地域福祉計画の方向性（案）について

1 地域福祉計画について

2 次期地域福祉計画の方向性（案）について

1－1．地域福祉計画とは

社会福祉法第107条の規定により、次に掲げる事項を一体的に定める計画

- ① 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関して、共通して取り組むべき事項
- ② 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- ③ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- ④ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ⑤ 地域生活課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項



誰もが住み慣れた地域で安心して自分らしく暮らすため、地域住民、関係団体、行政等が連携して地域課題の解決に取り組み、地域の実情に応じた支え合いのまちの実現を目指す。

⇒ **地域福祉の推進**

1－2．第5期地域福祉計画の概要

地域福祉の取り巻く状況を踏まえ、基本理念である「住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会をつくる」の実現に向けて必要な取組みを、住民の参加と活動によって生活課題の解決を図る区ごとの「区計画（地域の取組み）」と、6区の計画内容を踏まえ全市的に取組むべき施策を中心とした「市計画（市の取組み）」を位置付けている。

	区計画（地域の取組み）	市計画（市の取組み）
位置付け	・ 地域の特性に応じた、住民に身近な計画 ・ 地域課題に対応するため、<u>地区部会エリアごとに様々な主体</u>（地区部会、町内自治会、民生委員・児童委員、赤十字奉仕団、老人クラブ、ボランティア団体、N P O、学校・P T A、社会福祉事業者など）<u>が協働して策定・推進する計画</u>	・ 基本目標や市としての方向性、取組みを示すことにより、多様な主体とともに、<u>地域の取組みをしっかりと支え、地域住民の地域福祉活動を支援する計画</u>
内容	・ 住民主体の活動により地域課題の解決を目指す取組み ・ 地域の人材と資源を活かした身近な支え合いや健康づくりなどの取組み ・ 支援が必要な人を地域で支え合う支援策や取組み	・ 住民活動の基盤整備に関する取組み ・ 地域の取組みを推進するために市や社協が行う支援 ・ 個別部門計画を横断的につなぎ、制度の狭間を埋める取組み ・ 市全域で対応すべき地域課題に対する取組み

※地域福祉計画から引用

1－3．地域福祉計画の推進体制について

○地域の取組みの推進体制

各地域において取組みを進めるにあたって、地域住民の福祉の増進を図ることを目的に活動している社協地区部会が、町内自治会、民生委員・児童委員、青少年育成委員会、老人クラブ、赤十字奉仕団、NPO、ボランティア、学校・PTA、社会福祉事業者等、地域の担い手となる様々な組織や団体と連携・調整を図りながら、地区部会エリア内の活動状況の把握や活動の促進を行い、取組みを推進していきます。

また、「区支え合いのまち推進協議会」は、各地域（地区部会エリア）の活動状況を確認し、取りまとめるとともに、成果事例の共有や取組みの推進方法の検討を行い、計画を推進する役割を担います。

○市の取組みの推進体制

福祉・保健などの分野別計画と連携し、整合・調整を図りながら取組みを進めるとともに、防犯、防災、教育、就労、交通、環境、まちづくりなど市民生活に関連が深い分野とも連携が必要となるため、庁内横断的に関連部署との連携を密にして本計画を推進していきます。

本市では、庁内横断的な組織として、「地域共生社会推進事業部」が平成29年度に設置され、地域共生社会の実現に向けて、取り組んでいます。

また、本計画においては、地域の取組み（住民同士の支え合い）の支援を市の役割として位置付けており、地域への支援または地域との連携を行う窓口として、区（区役所・保健福祉センター）が市社協の区事務所と連携して、区支え合いのまち推進協議会の開催や地域福祉活動に対する助言・相談対応などを実施します。

※地域福祉計画から引用

1－4．区支え合いのまち推進協議会とは

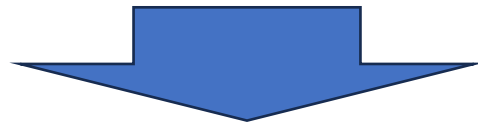
推進協設置要綱

第1条 この要綱は、〇〇区支え合いのまち推進計画（以下「支え合いのまち推進計画」という。）を、地域住民が、自主性と主体性を持ち積極的に実践するに当たり必要な環境づくりを推進するため設置する〇〇区支え合いのまち推進協議会(以下「推進協議会」という。)に関し、必要な事項を定める。

(所掌事項)

第2条 推進協議会は、支え合いのまち推進計画に関する情報の「プラットフォーム」として、情報交換を通じて計画に基づく取組みの成果を共有しながら、課題やその解決策、また区計画の見直しをはじめ今後の取組み方策について意見交換するほか、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画に関する広報
- (2) 地域福祉の活動団体間の情報交換及び連絡調整
- (3) 計画の取組状況の把握
- (4) 行政機関や千葉市社会福祉協議会との連絡調整



社協地区部会を中心とした地域の多様な主体が参画する、
区計画の推進に向けた会議体

1 - 5. 計画の評価について

地域の取組みの評価方法等

地区部会エリアにおける目標は、地域の実情に応じて設定し、定性評価の手法で、自己評価を行う。

また、各地区部会エリアにおける1年間の取組状況及び自己評価について、各区の区支え合いのまち推進協議会において成果と課題を検証するとともに、推進状況を*社会福祉審議会地域福祉専門分科会に報告する。

市の取組みの評価方法等

目標設定は、各取組みの事業所管課において可能な限りアウトカム指標を採用し、評価の手法を事業・取組みごとに、定性評価と定量評価に分け、自己評価を行う。

また、市の取組みの推進状況及び評価について、*社会福祉審議会地域福祉専門分科会にて審議し、成果と課題について検証する。

*社会福祉審議会地域福祉専門分科会とは・・・

社会福祉法(昭和26年法律第45号。)第7条第1項及び第11条第2項の規定に基づき、社会福祉に関する事項(精神障害者福祉に関する事項を除く。)を調査審議する「社会福祉審議会」における専門分科会。

年2～3回開催し、地域福祉計画の策定及び進捗状況等についてご審議いただいている。

1－6．地域福祉計画の策定状況

地域福祉計画は、平成18年に第1期計画が策定され、令和4年度から現在の第5期計画がスタート。
第5期計画は、新型コロナウイルス感染症の影響により地域活動の中止・停滞があったため、計画期間（5年間）の中間にあたる令和5年度に中間見直しを実施している。

	H18 H19 H20 H21 H22	H23 H24 H25 H26	H27 H28 H29	H30 R1 R2	R3 R4 R5 R6 R7 R8	R9 R10 R11 R12 R13 R14
第1期	▶					
第2期		▶				
第3期			▶			
第4期				▶		
第5期					▶	
第6期						▶

R3年度
計画なし

新型コロナウイルス
感染症の影響により、
様々な地域福祉活動
が休止・中止

次期計画の策定に向
けて令和6年度から
検討スタート

1 地域福祉計画について

2 次期地域福祉計画の方向性（案）について

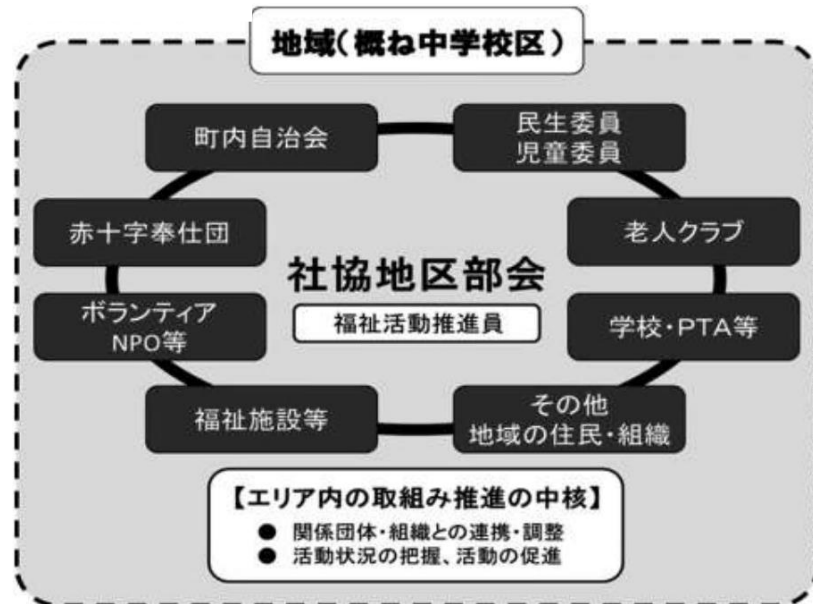
2－1 現行地域福祉計画における主要課題①

○ 過去の地域福祉専門分科会の委員意見等を参考に、下記 3 つを主要課題として挙げる。

(1) 地域の実践の推進主体

… 現在は推進主体 = **地区部会としており、引き続きこれを維持していく**が、地区部会のみでは地域活動を網羅的に推進することが困難な実情を抱えているエリアも存在している。

【考え方イメージ】 ※すべてのエリアに当てはまるものではありません



- ・ 左図のように、地区部会に様々な団体が参画している場合は、地区部会に各団体の意見や取組みが集約される。
- ・ しかし、地区部会の成り立ちや担い手不足などにより、地区部会が地域活動の取りまとめ役を担える体制にない場合もあり、地域も限界という実状があると伺っている。
- ・ 今後は、地区部会への支援に加え、地域共生社会の理念を踏まえ、従来の各団体の枠にとらわれず活動している地域活動団体（者）とどのようにして繋がっていくかが重要と考える。

2 - 1 現行地域福祉計画にかかる主要課題②

(1) 地域の実組みの推進主体（つづき）

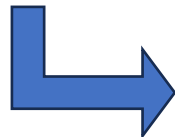
- … 地域福祉計画は、地区部会はもとより、様々な形で地域活動に携わる方々にも我が事として捉え、全員で取り組んでいただきたい（※）、ということが改めて伝わるよう工夫が必要。

（注）引き続き、地区部会を主要な推進主体と位置付けつつ、地域活動の活性化のため、地域活動に取り組む関係者全体における意識の醸成を図りたい。
また、活動形態の多様化（個人や特定のグループによる活動）やICTの普及など、近年の地域における状況の変化を踏まえ、地域活動の活性化に新たな可能性を見出したい、という考えに基づく。

(2) 市／区／社協 各計画（掲載内容）の関連性

- … 下記意見を踏まえつつ、各計画の掲載内容や関連性を整理する必要がある。

- ・ 市計画は各分野別計画における上位計画として、内容を見直すべき
- ・ 「地域の実組み」を下支えする「市の取組み」について、掲載内容を精査すべき
- ・ 地域の自主的な取組を区計画として位置付けることの是非
- ・ 社協が策定している地域福祉活動計画との関連性が分かりづらい



地域福祉活動をさらに発展、推進するため、重点的・優先的に取り組む項目を具体的に示す計画。（現行計画：令和4～8年度）

2－1 現行地域福祉計画にかかる主要課題③

(3) 評価のあり方

… 下記意見を踏まえつつ、評価のあり方を再検討する必要がある。

- ・ 市の取組み : 事業ごとに目標を設定しているが、目標や評価の妥当性や計画全体としての推進状況が分かりづらいなど
- ・ 地域の取組み : 評価基準が不明瞭であるとともに、評価方法などが統一されていない。また、地域の取組みは自主的・自発的な活動であって、評価対象として馴染まないのではないか。

2-2 次期計画の考え方 ー大枠ー①

(1) 計画の構成 … 市計画／区計画の分けをなくし、一体的に策定する

- ・各分野別計画の上位計画として、内容を精査する。
- ➡ 他の個別部門計画に掲載されている取組みの掲載を省略するなど、計画のスリム化を図る。
- ・多くの地域で実施される取組みについて、「地域の取組み」(※)として概要を掲載。
 - ※ 現行の区計画における基本方針や方向性の内容を抽出し、1本の計画内にまとめるイメージ
例) 見守り・支え合い活動、居場所づくり、担い手確保、防犯・防災、福祉教育 etc.
- ・「地域の取組み」を支える行政や市社協の施策を掲載し、関連性を可能な限り可視化する。
- ・市全体の基盤整備に関する取組みは引き続き掲載する。
- ・本市における重層的・包括的支援体制の構築に係る考え方や取組みを掲載。

【参考】社会福祉法ほかの改正経緯

平成12年	社会福祉法に地域福祉計画の策定に係る規定が追加（策定は任意）
平成28年	「ニッポン一億総活躍プラン」が閣議決定され、 <u>地域共生社会の実現</u> が盛り込まれる
平成30年	社会福祉法が一部改正され、 ・ <u>地域福祉計画の策定が努力義務</u>とされるとともに、<u>「上位計画」に位置付けられる</u> ・ 包括的な支援体制の整備に係る内容を計画に盛り込む旨が規定される
令和2年	社会福祉法が一部改正され、包括的な支援体制の整備に係る一つの手法として、 <u>重層的支援体制整備事業</u> が創設される

2-2 次期計画の考え方 ー大枠ー②

(2) 各区支え合いのまち推進協議会（以下、「推進協」とする。）の役割

- ・推進協＝地域づくりについて話し合う場（プラットフォーム）であることを再周知する。
- ・次期計画に掲載予定の【地域の取組み】を参考にそれぞれの地域の課題について話し合うとともに、地域課題の解決に資する取組み実例の紹介・共有や地域活動の実施にあたっての困りごとなどについて、推進協の委員同士で意見交換をしていただく。

➡ 成果物として、現行の区リーフレットや推進協だよりのような媒体に、エリアごとの地域の課題やそれに基づく取組み実例をまとめていただくことを想定（※）。

※ 成果物の作成にあたっては、推進協の委員が携わっている取組みを中心に、可能な範囲で地域の様々な活動者（団体）の活動なども取り入れながら、それぞれの活動を地域の方々に振り返ることで、推進協の活発化やひいては地域活動の活性化が図られることを期待。

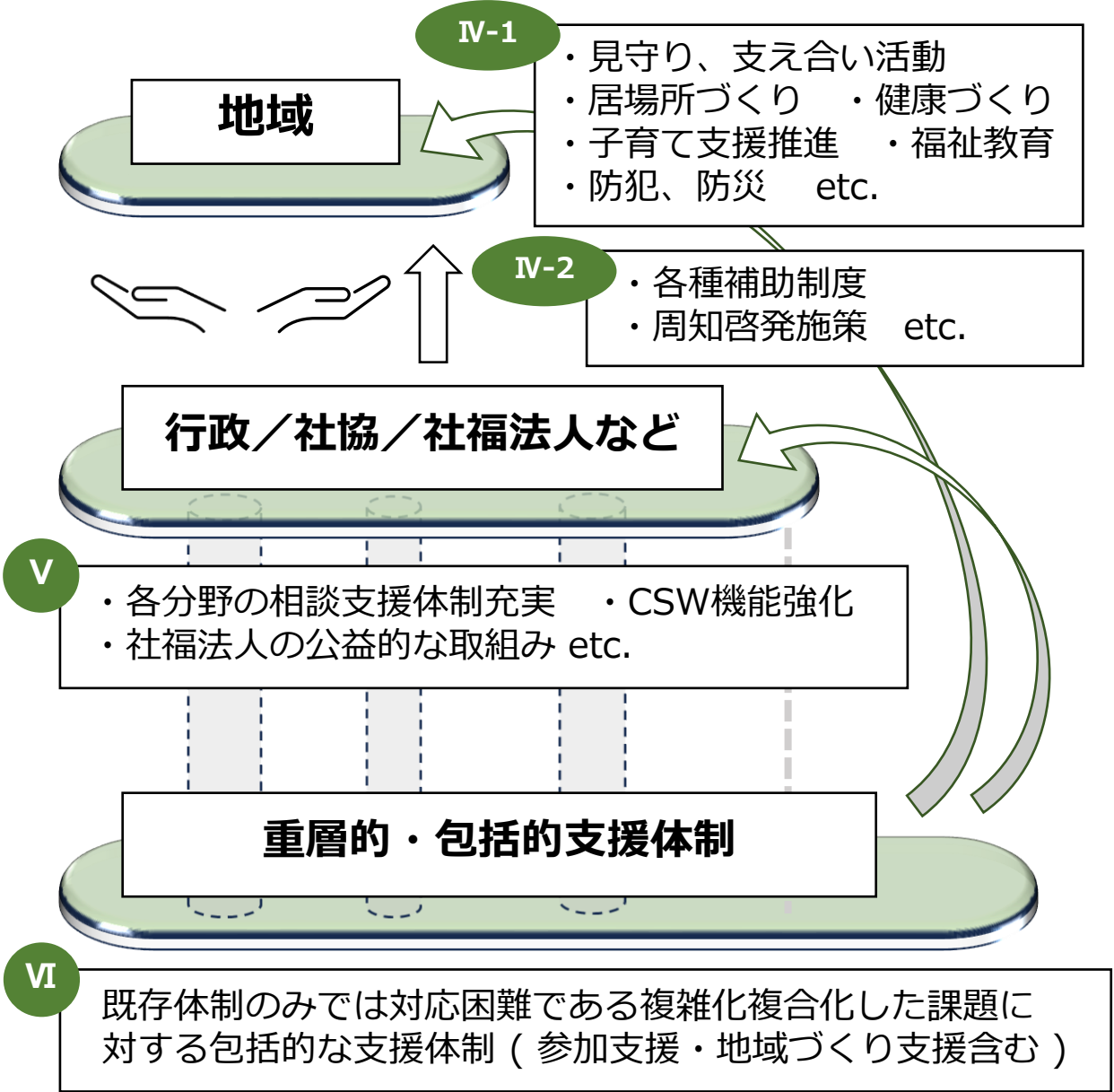
- ・**現在の推進協の役割を否定するものではない**ため、現在の進め方を継続することも問題ない。（現在の推進協の進め方に課題を抱える区において、適宜、参酌していただくイメージ。）

(3) 評価のあり方

- ・次期計画の取組みは、市民アンケートの結果や推進協での議論などを踏まえ、評価する。

2 - 3 次期計画全体構成 ー素案ー

第6期地域福祉計画（次期計画）		
I	策定にあたって	・策定趣旨 ・計画位置づけ ・計画期間
II	地域福祉を取り巻く状況	・各種統計データ ・国や県の動向 ・今後の課題
III	計画の体系	・計画の構成(第5期からの変更点) ・圏域の考え方・基本理念
IV	<取組項目 1 - 1> 地域で取り組むこと(概要)	・現区計画の掲載取組みの共通項 例) 居場所づくり、防災 etc.
	<取組項目 1 - 2> IV-1に対する 行政や社協の支援策	・地域の実践への補助制度や 周知啓発施策を掲載
V	<取組項目 2> 市全体の基盤整備	・分野ごとの相談支援体制や CSW機能強化、社福法人の 公益的な取組み (文章説明のみ)
VI	<取組項目 3> 重層的・包括的支援体制	・分野横断的に取り組むべき課題に 対する地域の取組みや多機関に よる重層的・包括的支援体制
VII	計画の推進	・推進体制 ・評価
VIII	成年後見制度利用促進計画	※地域包括ケア推進課所管
	巻末／資料編	



2 - 4 次期計画全体構成 - 現行計画との比較 -

第5期地域福祉計画（現行計画）				第6期地域福祉計画（次期計画）		
I	策定にあたって	・策定趣旨 ・計画位置づけ ・計画期間	→	I	策定にあたって	・策定趣旨 ・計画位置づけ ・計画期間
II	地域福祉を取り巻く状況	・各種統計データ ・国動向 ・今後の課題	→	II	地域福祉を取り巻く状況	・各種統計データ ・国や県の動向 ・今後の課題
III	計画について	・計画の構成 ・圏域の考え方 ・基本理念	→	III	計画の体系	・計画の構成(第5期からの変更点) ・圏域の考え方・基本理念
IV	地域の取組み	・各区計画を入れ込む形	→	IV	<取組項目 1 - 1> 地域で取り組むこと(概要)	・現区計画の掲載取組みの共通項例) 居場所づくり、防災 etc.
V	市の取組み	・基本目標～具体的な取組み	→		<取組項目 1 - 2> IV-1に対する行政や社協の支援策	・地域の取組みへの補助制度や周知啓発施策を掲載
VI	成年後見制度利用促進基本計画	※地域包括ケア推進課所管計画 ・策定趣旨 ・現状、課題 ・基本方針～各種施策	→	V	<取組項目 2> 市全体の基盤整備	・分野ごとの相談支援体制やCSW機能強化、社福法人の公益的な取組み (文章説明のみ)
VII	取組事例	・地域の取組み取材コラム (→ 次期計画では必要に応じて)	→	VI	<取組項目 3> 重層的・包括的支援体制	・分野横断的に取り組むべき課題に対する地域の取組みや多機関による重層的・包括的支援体制
VIII	計画の推進に向けて	・推進体制 ・評価	→	VII	計画の推進	・推進体制 ・評価
	資料編／巻末	・市の様々な補助制度	→	VIII	成年後見制度利用促進計画	※地域包括ケア推進課所管
			→		資料編／巻末	

※ 各地域の具体的な課題や取組み事例は推進協で扱い、区計画としてではなく、地域の取組み事例集としての策定を検討

推進協(※)

新

2 - 5 全体詳細①

	第5期地域福祉計画（現行市計画）	第6期地域福祉計画（次期計画）
位置づけ	- 基本目標や市としての方向性や取組みを示し、地域の取組み（区計画）を支援、下支えする計画 - 分野別計画の上位計画	基本的には現行を踏襲＋精査
掲載する取組み	住民活動の基盤整備に関する取組みや、地域の取組みを進めるために必要な市による支援策、分野横断的な制度の狭間を埋める取組み など → 施策の方向性に基づき、市各所管課の事業を幅広く掲載（寄せ集めのようなつくり）	- 地域共生社会や地域福祉の理念を中心に掲載し、施策は他の計画に掲載されないものや主要なものを掲載 → 上位計画として、掲載する取組みを精査 - 重層的・包括的支援体制について掲載
評価	- 可能な限りアウトカム指標を採用 - 評価の手法を事業・取組みごとに、定性評価と定量評価に分け、各所管課において自己評価	市民アンケート結果などの指標等で評価 例）地域活動に取り組んでみたいと思う割合 ＋主要施策を若干数取り上げ、実績報告 etc.
計画期間	令和3～8年度（5年間）	令和9～14年度（6年間） ※ 個別計画（高齢者保健福祉推進計画等）の計画期間と揃える
地域福祉活動計画との関係	- 地域福祉計画と互いに補完・連携し、一体的な推進を図る - 施策の方向性ごとに社協施策を参考掲載している	策定主体である市社会福祉協議会と協議 （協議・検討中）

2 - 5 全体詳細②

	第5期地域福祉計画（現行区計画）	第6期地域福祉計画（次期計画）
掲載する取組み	- 基本目標、基本方針、施策の方向性に基づき具体的な取組みを掲載（中19、花15、稲12、若13、緑20、美15） - 具体的な取組みの中からエリアごとに重点取組項目を設定 	【次期計画（社福審で策定）】 多くの地域で実施される「地域の取組み」の概要を掲載（現行区計画中、基本方針や方向性の内容を想定） 【地域の取組み事例（各区推進協で策定）】 次期計画に掲載する「地域の取組み」を参考に、各区における実際の取組内容をリーフレット等の形にまとめる … 現行区計画における重点取組項目のイメージ 可能な範囲で様々な活動団体（者）の取組みを掲載し、地域の皆様自身で活動内容を振り返るつくりとしたい（回数だけでなく感想なども含めて）
評価	地域の実状に応じて設定し、自己評価	地域の取組みのうち、共通的な取組みのみを次期計画に掲載するため、地域福祉専門分科会への報告は不要となる。 ※ <u>推進協ごとに、必要に応じて活動内容の振り返りを行う。</u>
「地域」とは	概ね中学校区単位（地区部会エリア）	概ね中学校区単位（例：地区部会エリア） ※活動を取りまとめるうえでの緩やかな線引きと捉える ※各団体の活動エリアに縛られない活動も存在することに留意
社福審との関係	市から区計画の進捗状況を報告、確認	各区の特徴的な取組みや課題等を報告

2－6 今後のスケジュール（予定）

年度	時期	内容
令和7年度	8月21日（木）	第1回地域福祉専門分科会 ・策定の方向性決定
	11月27日（木）	第2回地域福祉専門分科会 ・策定の方向性の協議・確定
	3月	第3回地域福祉専門分科会 ・骨子案の協議・決定
令和8年度	7～8月ごろ	第1回地域福祉専門分科会 ・計画（素案）協議
	11～12月ごろ	第2回地域福祉専門分科会 ・計画（原案）協議
	1～2月ごろ	パブリックコメント手続
	3月	第3回地域福祉専門分科会 ・計画（案）協議 第6期千葉市地域福祉計画策定